

連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- a 連結される子会社および子法人等 24 社

主要な会社名

農中信託銀行株式会社

協同住宅ローン株式会社

Norinchukin Bank Europe N.V.

なお、系統債権管理回収機構株式会社は、株式取得により持分法適用の関連法人等から連結子会社となったため、当連結会計年度から連結しております。

また、株式会社 AgriweB は新規設立により、当連結会計年度から連結しております。

- b 非連結の子会社および子法人等 4 社

主要な会社名

農林中金イノベーション投資事業有限責任組合

非連結の子会社および子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）およびその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- c 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社および子法人等としなかった当該他の会社等 3 社

主要な会社名

株式会社山本水産輸送

投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有し、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 22 号）第 16 項の要件を満たしているため、子会社および子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- a 持分法適用の非連結の子会社および子法人等 0 社

- b 持分法適用の関連法人等 5 社

主要な会社名

JA 三井リース株式会社

なお、系統債権管理回収機構株式会社は、株式取得により連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

また、当連結会計年度より、重要性が増したことから、持分法を適用するに際し JA 三井リース株式会社の子会社および関連会社を当該会社を含めて計算しております。

持分法適用により生じたのれん相当額については、20 年間の均等償却を行っております。

- c 持分法非適用の非連結の子会社および子法人等 4 社

主要な会社名

農林中金イノベーション投資事業有限責任組合

- d 持分法非適用の関連法人等 0 社

持分法非適用の非連結の子会社および子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）およ

びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社（農林中央金庫法第 24 条第 4 項に規定する子会社をいう。）および子法人等（農林中央金庫法施行令第 8 条第 2 項に規定する子法人等（同法第 24 条第 4 項に規定する子会社を除く。）をいう。）の事業年度等に関する事項

a 連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりであります。

12 月末日	10 社
3 月末日	14 社

b 連結される子会社および子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基ついて作成しております。

2024年度[2025年3月31日現在]連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸 出 金	18,158,634	預 金	56,144,125
外 国 為 替	201,606	譲 渡 性 預 金	1,593,503
有 価 証 券	31,315,121	農 林 債	449,823
金 銭 の 信 託	7,935,088	特 定 取 引 負 債	8,814
特 定 取 引 資 産	9,463	借 用 金	3,541,841
買 入 金 銭 債 権	221,553	コールマネー及び売渡手形	1,262,400
買 現 先 勘 定	18	売 現 先 勘 定	5,664,788
現 金 預 け 金	20,745,044	受 託 金	2,381,780
そ の 他 資 産	1,165,067	そ の 他 負 債	4,027,589
有 形 固 定 資 産	133,966	賞 与 引 当 金	7,717
建 物	31,608	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,512
土 地	70,332	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,354
リ ー ス 資 産	20,126	繰 延 税 金 負 債	83,362
建 設 仮 勘 定	5,142	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	541
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	6,756	支 払 承 諾	3,613,273
無 形 固 定 資 産	71,360	負 債 の 部 合 計	78,783,431
ソ フ ト ウ ェ ア	27,883		
リ ー ス 資 産	16,214	(純資産の部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	27,262	資 本 金	4,817,427
退 職 給 付 に 係 る 資 産	56,148	資 本 剰 余 金	23,399
繰 延 税 金 資 産	3,832	利 益 剰 余 金	373,982
支 払 承 諾 見 返 金	3,613,273	会 員 勘 定 合 計	5,214,809
貸 倒 引 当 金	△ 131,319	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 548,212
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 5,594
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 4,678
		為 替 換 算 調 整 勘 定	14,442
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	33,156
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 510,886
		非 支 配 株 主 持 分	11,506
		純 資 産 の 部 合 計	4,715,429
資 産 の 部 合 計	83,498,860	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	83,498,860

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2024年度[2024年4月1日から 2025年3月31日まで]連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1)連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,984,418
資金運用収益	1,624,729
貸出金利息	426,624
有価証券利息配当金	1,006,901
コールローン利息及び買入手形利息	21
買現先利息	1,695
預け金利息	165,179
その他の受入利息	24,307
役務取引等収益	31,073
その他の業務収益	160,684
その他の経常収益	167,930
償却債権取立益	355
その他の経常収益	167,575
経常費用	3,753,468
資金調達費用	2,219,604
預金利息	256,084
譲渡性預金利息	83,357
農林債利息	19,134
借用金利息	17,973
コールマネー利息及び売渡手形利息	998
売現先利息	271,342
その他の支払利息	1,570,713
役務取引等費用	16,518
特定取引費用	1,601
その他の業務費用	1,166,714
事業管理費用	182,913
その他の経常費用	166,116
貸倒引当金繰入額	15,590
その他の経常費用	150,526
経常損失	1,769,050
特別利益	5,623
固定資産処分益	3,767
負債のれん発生益	1,855
特別損失	3,066
固定資産処分損失	242
減損損失	2,118
段階取得に係る差損	704
税金等調整前当年度純損失	1,766,492
法人税、住民税及び事業税	8,775
法人税等還付税額	△ 59,807
法人税等調整額	91,315
法人税等合計	40,284
当年度純損失	1,806,777
非支配株主に帰属する当年度純利益	1,115
親会社株主に帰属する当年度純損失	1,807,892

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2)連結包括利益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
当 年 度 純 損 失	1,806,777
そ の 他 の 包 括 利 益	1,278,049
その他有価証券評価差額金	1,266,747
繰延ヘッジ損益	205
土地再評価差額金	△ 2,263
為替換算調整勘定	4,979
退職給付に係る調整額	1,714
持分法適用会社に対する持分相当額	6,666
包 括 利 益	△ 528,727
親会社株主に係る包括利益	△ 529,829
非支配株主に係る包括利益	1,101

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2024年度[2024年4月1日から
2025年3月31日まで]連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
資 本 剰 余 金 当 年 度 当 初 残 高	23,399
資 本 剰 余 金 増 加 高	-
資 本 剰 余 金 減 少 高	-
資 本 剰 余 金 年 度 末 残 高	23,399
(利益剰余金の部)	
利 益 剰 余 金 当 年 度 当 初 残 高	2,154,228
利 益 剰 余 金 増 加 高	27,646
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	315
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動	27,330
利 益 剰 余 金 減 少 高	1,807,892
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 年 度 純 損 失	1,807,892
利 益 剰 余 金 年 度 末 残 高	373,982

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2024年度[2024年4月1日から]連結キャッシュ・フロー計算書
2025年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当年度純損失(△)	△ 1,766,492
減価償却費	25,048
減損損失	2,118
負ののれん発生益	△ 1,855
段階取得に係る差損益(△)	704
持分法による投資損益(△)	△ 17,316
貸倒引当金の増減(△)	4,828
賞与引当金の増減(△)	68
退職給付に係る資産の増(△)減	△ 14,692
退職給付に係る負債の増減(△)	35
役員退職慰労引当金の増減(△)	76
資金運用収益	△ 1,624,729
資金調達費用	2,219,604
有価証券関係損益(△)	1,123,293
金銭の信託の運用損益(△)	168,137
為替差損益(△)	△ 63,523
固定資産処分損益(△)	△ 3,524
特定取引資産の純増(△)減	△ 4,978
特定取引負債の純増減(△)	5,385
貸出金の純増(△)減	△ 537,687
預金の純増減(△)	△ 6,716,207
譲渡性預金の純増減(△)	△ 788,747
農林債の純増減(△)	70,274
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 556,934
有利息預け金の純増(△)減	611,643
コールローン等の純増(△)減	44,133
コールマネー等の純増減(△)	△ 8,719,428
受託金の純増減(△)	832,936
外国為替(資産)の純増(△)減	79,765
資金運用による収入	1,634,345
資金調達による支出	△ 2,243,865
その他	432,976
小 計	△ 15,804,610
法人税等の支払額	△ 50,107
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,854,718
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 12,395,847
有価証券の売却による収入	13,111,373
有価証券の償還による収入	11,672,563
金銭の信託の増加による支出	△ 1,082,572
金銭の信託の減少による収入	3,959,191
有形固定資産の取得による支出	△ 1,325
無形固定資産の取得による支出	△ 21,955
有形固定資産の売却による収入	4,497
資産除去債務の履行による支出	△ 90
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,907
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,247,741
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付借入による収入	642,830
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 716,968
出資の増額による収入	777,229
非支配株主からの払込みによる収入	159
非支配株主への配当金の支払額	△ 870
財務活動によるキャッシュ・フロー	702,379
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,489
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	96,892
現金及び現金同等物の当年度当初残高	19,527,951
現金及び現金同等物の当年度末残高	19,624,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

(会計方針に関する事項)

(1) 特定取引資産・負債の評価基準および収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」および「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」および「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産および特定取引負債の評価は、有価証券および金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益および特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券および金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスクまたは特定の信用リスクに関して金融資産および金融負債を相殺した後の正味の資産または負債を基礎として、当該金融資産および金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準および評価方法

a 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定。）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

b 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)および(2) aと同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスクまたは特定の信用リスクに関して金融資産および金融負債を相殺した後の正味の資産または負債を基礎として、当該金融資産および金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

a 有形固定資産（リース資産を除く。）

当金庫の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

そ の 他 5年～15年

連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

b 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫

ならびに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

c リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）にかかる債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

注記事項（連結貸借対照表関係）3の貸出条件緩和債権等を有する債務者（以下、「要管理先」という。）ならびにその他今後の管理に注意を要する債務者（以下、「その他要注意先」という。）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の要管理先は今後3年間の予想損失額を、その他要注意先および業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）にかかる債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期平均値に基づき損失率を求め、これに将来に関する予測に基づき把握したリスクを加味して算定しております。具体的には、貸倒実績との相関の高いマクロ指標（景気動向指数（CI一致指数））と、当金庫内で策定している景気変動の見通しから、景気循環における足元の立ち位置と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性に応じて、過去の貸倒実績を参照のうえ、貸倒引当金を計上するものであります。将来に関する予測に関しては、経営層で構成される会議体（統合リスク管理会議）での協議を経て、理事の決定を受けております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。なお、当連結会計年度末において、将来損失が見込まれる特定海外債権が存在しないため、特定海外債権引当勘定は計上しておりません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,691百万円であります。

連結される子会社および子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当金庫の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案

して必要と認められる額を計上しております。なお、当連結会計年度末において、必要と認められる額が零であるため、投資損失引当金は計上しておりません。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む。以下同じ。）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付にかかる会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法または損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社および子法人等は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付にかかる当期末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法等を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債および海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社および子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) ヘッジ会計の方法

a 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

b 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジおよび時価ヘッジを適用しております。

c 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間および特定取引勘定とそれ以外の勘定との間、または内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引および通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号および同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引および通貨スワップ取引等から生じる収益および費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(12) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、無利息預け金および日本銀行への預け金であります。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約益および解約損については、有価証券利息配当金に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度にかかる連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度にかかる連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度にかかる連結財務諸表に計上した額 131,319 百万円
- (2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

当金庫の貸倒引当金は、(会計方針に関する事項) (5)に記載のとおり、資産査定による債務者の将来的な債務償還能力に基づく債務者区分(正常先、その他要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)判定、債務者区分に応じた一定の計算手法により算出されています。

なお、正常先、その他要注意先、要管理先の貸倒引当金算出において、将来に関する予測に基づき把握したリスクを加味しております。これは、様々なリスクに起因する景気変動等に依らず、安定的な金融仲介機能発揮への寄与を目的としたものであります。

b 主要な仮定

債務者区分の判定における主要な仮定は、債務者の業績等の将来見通しであります。債務者の業績等の将来見通しは、各債務者における返済状況や財務内容等を評価して設定しております。特に、返済状況や財務内容が悪化している債務者については、将来におけるこれらの具体的な改善見通し等の実現可能性を評価して、設定しております。

また、正常先、その他要注意先、要管理先の貸倒引当金算定における将来に関する予測にあたっては、景気循環における足元の立ち位置と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性が主要な仮定になります。

当連結会計年度においては、景気循環における足元の立ち位置を拡張期と推定し、今後の見通しについては、緩やかな景気回復の継続を主たるシナリオとしながらも、金融引締め効果の顕在化や米国の関税政策による国内外経済の減速、日本国内の実質賃金伸び悩みによる消費の長期低迷等を主因とした景気後退シナリオも一部反映した仮定を置いております。

c 翌連結会計年度にかかる連結財務諸表に及ぼす影響

債務者の業績変化、米国の関税政策による国内外経済の減速等による経済状況の変化などにより、見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 子会社等の株式および出資金総額（連結子会社および連結子法人等の株式を除く） 162,670 百万円
2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券および現先取引ならびに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却または担保（再担保を含む。）という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保（再担保を含む。）に差し入れている有価証券は 637,402 百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は 30,122 百万円であります。なお再貸付に供している有価証券はありません。

- 3 農林中央金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,563 百万円
危険債権額	74,867 百万円
三月以上延滞債権額	1,266 百万円
貸出条件緩和債権額	13,943 百万円
合計額	95,640 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 4 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替等は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,675 百万円であります。

- 5 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

貸出金 1,581,439 百万円

有価証券 6,700,535 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 1,894,423 百万円

売現先勘定 5,411,654 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 12,600,980 百万円および外国為替 97,687 百万円（それぞれ金銭の信託内で保有するものを含む。）を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 107,115 百万円、金融商品等差入担保金 222,558 百万円、その他差入現金担保金 43,272 百万円および保証金・敷金 5,565 百万円が含まれております。

- 6 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は、4,946,027 百万円であります。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものが 2,941,366 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている当金庫ならびに連結される子会社および子法人等内の手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 7 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」として資産の部又は負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 5 号に定める鑑定評価等に基づいて、合理的に算出。

- 8 有形固定資産の減価償却累計額 79,149 百万円

- 9 有形固定資産の圧縮記帳額 2,295 百万円

- 10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,242,834 百万円が含まれております。

- 11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,870 百万円であります。

- 12 当金庫の理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権総額 73 百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 「その他の経常収益」には、株式等売却益 46,963 百万円、金銭の信託運用益 101,459 百万円および持分法による投資利益 17,316 百万円を含んでおります。
- 2 「事業管理費」には、給料・手当 61,209 百万円および事務委託費 44,701 百万円を含んでおります。
- 3 「その他の経常費用」には、貸出金償却 2,897 百万円、株式等売却損 97 百万円、株式等償却 1,699 百万円および金銭の信託運用損 131,206 百万円を含んでおります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益にかかる組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△18,433 百万円
組替調整額	<u>1,238,064 百万円</u>
税効果調整前	1,219,630 百万円
税効果額	<u>47,116 百万円</u>
その他有価証券評価差額金	<u>1,266,747 百万円</u>

繰延ヘッジ損益：

当期発生額	△1,191,419 百万円
組替調整額	<u>1,223,076 百万円</u>
税効果調整前	31,656 百万円
税効果額	<u>△31,450 百万円</u>
繰延ヘッジ損益	<u>205 百万円</u>

土地再評価差額金：

当期発生額	-百万円
組替調整額	<u>-百万円</u>
税効果調整前	-百万円
税効果額	<u>△2,263 百万円</u>
土地再評価差額金	<u>△2,263 百万円</u>

為替換算調整勘定：

当期発生額	4,979 百万円
組替調整額	<u>-百万円</u>
税効果調整前	4,979 百万円
税効果額	<u>-百万円</u>
為替換算調整勘定	<u>4,979 百万円</u>

退職給付に係る調整額：

当期発生額	11,780 百万円
組替調整額	<u>△8,863 百万円</u>
税効果調整前	2,917 百万円
税効果額	<u>△1,202 百万円</u>
退職給付に係る調整額	<u>1,714 百万円</u>

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	8,857 百万円
組替調整額	<u>△2,191 百万円</u>
持分法適用会社に対する持分相当額	<u>6,666 百万円</u>
その他の包括利益合計	<u>1,278,049 百万円</u>

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 現金及び現金同等物の年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	20,745,044 百万円
有利息預け金	<u>△1,120,201 百万円</u>
現金及び現金同等物	19,624,843 百万円

(2) 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳

当連結会計年度に系統債権管理回収機構株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の主な内訳ならびに同社株式の追加取得に係る取得価額と取得のための収入(純額)との関係は次のとおりである。

ります。

流動資産	2,634百万円
固定資産	151百万円
負ののれん	△1,855百万円
流動負債	△131百万円
固定負債	△78百万円
支配獲得時までの取得価額	△189百万円
支配獲得時までの持分法評価額	△788百万円
段階取得に係る差損	704百万円
追加取得株式の取得価額	446百万円
上記子会社の現金及び現金同等物	△2,354百万円
差引:上記追加株式取得のための支出(△は収入)	△1,907百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関であり、会員等からの預金(主に期間1年)の受入や市場からの調達資金をもとに、貸出や有価証券などによる運用を行っております。特に有価証券による運用については、「国際分散投資」を基本コンセプトに、地域別では日本・米国・欧州・その他の地域、資産別では債券・株式・クレジット・オルタナティブ資産といった切り口で資産配分を行っております。このように当金庫は多様な金融資産・負債を有しているため、これらが有する財務上の諸リスクのコントロールの観点から、統合的リスク管理の枠組みと一体となった財務マネジメント(ALM、市場・信用ポートフォリオマネジメント等)を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。なお、外貨建資産の運用にあたっては、通貨スワップ取引等の手段により、そのほとんどは為替リスクを抑制した形で実施しております。

また、当金庫の連結される一部の子会社および子法人等には、銀行業務を行っている会社や住宅ローン等の貸付を行っている会社があります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の保有する金融資産は、主として貸出金や有価証券、金銭の信託であります。

貸出金は、主に取引先の信用リスクに晒されております。有価証券や金銭の信託は、主に国内外の債券や株式、クレジット・オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、その他目的で保有しているほか、売買目的でも保有しております。これらは、金利、為替、価格等の市場リスク、発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。

金融負債は、主として会員等からの預金等のほか、農林債、借入金、コールマネー、売現先勘定などの市場からの調達資金であります。これらは、金利、為替等の市場リスクに晒されているほか、市場からの調達資金については、一定の環境の下で当金庫が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金確保が困難になる流動性(資金繰り)リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、ALMの一環としてヘッジ会計を適用しているものがあります。また、ヘッジ会計が適用されないデリバティブ取引として、金利関連、通貨関連等の取引があり、これらは、金利、為替等の市場リスクに晒されております。(ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、会計方針に関する事項(11)ヘッジ会計の方法を参照。)

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

a 統合的リスク管理

当金庫は、「リスクマネジメント基本方針」のもと、業務を運営するなかで直面するリスクの重要性評価を行い、管理対象とするリスクを特定したうえで、各リスクの特性を踏まえた個別の管理を行うとともに、計量化手法を用いて総体的に把握したリスクを経営体力と比較して管理する統合的リスク管理を中核に据えています。統合的リスク管理にあたっては「統合リスク管理会議」を設置し、リスク管理の枠組みを定めるとともに、総体的なリスク量が経営体力の範囲内にあることをチェックする態勢を整備しています。個別のリスク管理については「ポートフォリオマネジメント会議」（市場リスク、信用リスク、流動性リスク）、「クレジットコミッティー」、「食農金融会議」（信用リスク）等を設置し、リスクコントロールの方針を協議・決定する態勢としています。また、これらの運営状況等については定期的に理事会に報告されています。

また、当金庫の連結される子会社および子法人等については、当金庫の「リスクマネジメント基本方針」の考え方を踏まえたうえで、「グループ会社運営・管理規則」に基づき、各社ごとの業務内容やそれぞれのリスク特性に応じたリスク管理体制を整備しております。

b 市場リスク管理

当金庫は、「市場リスク管理要綱」および市場リスクに関する諸規程を定め、市場リスク管理に関する態勢を整備して運営しております。具体的には、市場取引業務の遂行にあたっては、アロケーション方針などの決定（企画）、取引の執行、およびリスク量などのモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っており、アロケーション方針は「ポートフォリオマネジメント会議」、執行はフロント部門、モニタリングはミドル部門が担当しております。

市場ポートフォリオにかかるリスク管理は、ミドル部門が計測するポジション量、VaR（バリュー・アット・リスク）、金利リスク感応度などのリスク指標、アセットクラス間の相関データなどを基に行っております。市場リスク量計測にあたっては、原則として当金庫ポートフォリオのすべての金融資産および金融負債を対象とし、内部モデルを用いて算出しております。

このうち、特定取引業務の市場リスクの管理にかかる手続としては、特定取引勘定の売買執行にあたるフロント部門と銀行勘定の取引を行うフロント部門とを明確に組織区分したうえで、半期ごとに目標収益・ポジションリミット・ロスリミットなどをあらかじめ設定し、フロント部門が当該リミットの範囲内で目標収益の達成を適切に行っているかについて日次でモニタリングを行っております。ポジションや損失などがあらかじめ設定した水準を超えた場合には、ミドル部門からフロント部門に対して警告が発せられ、改善策の策定・取引量の縮小・取引停止などの対応をフロント部門に対して指示することとしております。

当金庫は、「特定取引資産」のうち売買目的有価証券、および「デリバティブ取引」のうち特定取引業務として保有している金利関連および債券関連等の一部に関する VaR の算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。2025年3月31日（連結決算日）現在で当金庫の特定取引業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2百万円（保有期間1営業日、信頼区間99%、観測期間750営業日）であります。

また、特定取引業務以外の業務（バンキング業務）の金融資産および金融負債に関する VaR の算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。2025年3月31日（連結決算日）現在で当金庫ならびに連結される子会社および子法人等のバンキング業務の市場リスク量（純損失額の推計値）は、全体で2,152,017百万円（保有期間1年、信頼区間99.5%、観測期間1995年以降直近まで）であります。当金庫は中長期的視点で運用を行っていることから、上記 VaR による市場リスク量計測を基本としつつ、短期的視点でも市場環境や評価損益の変動について別途補完的にモニタリングを実施しております。

なお、当金庫は、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実施しております。当連結会計年度で実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このようなモデルの限界・弱点を補完する運営として、各種シナリオを用いた損失の計測（ストレステスト）を実施しております。

c. 信用リスク管理

当金庫は、「信用リスク管理要綱」および信用リスクに関する諸規程を定め、国際分散投資を基本とするポートフォリオ運営における投融資活動に伴い発生する信用リスクについて、内部格付制度を中心とする管理態勢を整備して運営しております。主要な信用リスク資産は、農林水産業や関連する企業等への投融資、国内外の証券化商品や社債・ローン等のクレジット投資、プライベートエクイティや不動産エクイティ等のオルタナティブ投資になります。

当金庫の信用リスク管理は、「統合リスク管理会議」や「ポートフォリオマネジメント会議」、「食農金融会議」、「クレジットコミッティー」等によって管理の枠組みと与信方針が決定され、その大枠の与信方針内でフロント部門が投融資などの執行を行い、フロント部門から独立したミドル部門が信用リスクポートフォリオの状況などをモニタリングしてこれら会議に報告し、さらなる管理の枠組みの見直しや与信方針の企画・策定につなげる、というサイクルを中心に成り立っております。

個別与信案件の信用リスクは、内部格付のほか、資金使途や案件ストラクチャー等を踏まえて評価し、リスク・リターンバランスや投融資方針との整合性等を総合的に考慮したうえで与信判断しております。

与信ポートフォリオ管理では、投融資案件の大型化やグローバル化の進展等を踏まえて与信集中リスク管理を重視しており、債務者格付・業種・地域等の多角的な視点によるソフトリミットの設定・モニタリング、債権流動化によるヘッジ等を実施し、与信集中リスクの適切なコントロールを実践しております。

d. 資金調達にかかる流動性リスク管理

当金庫は、資金繰りリスクについて「流動性リスク管理要綱」を定め、当金庫のALM特性も踏まえ、相対的に流動性の低い資産の保有にも配慮し、資金繰りの安定度を重視した調達手段の拡充・分散化を行っております。資金繰り管理については関係部店の連携のもと本店で一元的に統括しており、運用・調達ともに通貨ごと、調達ツールごと、拠点ごとの状況に応じた各種の管理指標を「統合リスク管理会議」において定めております。また、具体的な資金繰りの方針を定める資金計画は「ポートフォリオマネジメント会議」において決定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照。また、買現先勘定、現金預け金、譲渡性預金、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定および受託金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸出金 貸倒引当金（※1）	18,158,634 △ 123,030		
	18,035,604	17,910,296	△ 125,307
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（※2）	14,916,900 15,197,482	14,371,884 15,197,482	△ 545,015 -
(3) 金銭の信託（※1） 運用目的の金銭の信託 満期保有目的の金銭の信託 その他の金銭の信託	54,522 1 7,875,921	54,522 1 7,849,133	- - △ 26,788
(4) 特定取引資産（※3） 売買目的有価証券	17	17	-
(5) 買入金銭債権	221,553	220,811	△ 741
資産計	56,302,002	55,604,148	△ 697,853
(1) 預金	56,144,125	56,132,066	△ 12,058
(2) 農林債	449,823	439,503	△ 10,319
(3) 借入金	3,541,841	3,539,996	△ 1,844
負債計	60,135,790	60,111,567	△ 24,223
デリバティブ取引（※4） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(3,978) 163,859	(3,978) 163,859	- -
デリバティブ取引計	159,881	159,881	-

（※）1 貸出金、金銭の信託に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。なお、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

2 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、274百万円（損失）になります。

3 デリバティブ取引は含めておりません。

4 特定取引資産・負債およびその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金、農林債、借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸出金等の時価に反映しております。

(注1) 市場価格のない株式等および組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (※1)	253,285
組合出資金等 (※2)	947,451

- (※) 1 当連結会計年度において、非上場株式について1,699百万円減損処理を行っております。
 2 組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貸出金 (※1)	6,293,838	4,066,932	3,199,764	1,538,204	1,387,274	1,609,398
有価証券						
満期保有目的の債券	347,144	564,651	1,277,722	1,205,935	952,837	10,557,907
うち国債	-	-	-	-	-	2,925,200
社債	-	100,000	-	-	-	-
外国債券	347,144	464,651	1,277,722	1,205,935	952,837	7,632,707
その他有価証券のうち	1,645,077	428,746	671,693	1,960,518	4,835,985	4,108,132
満期があるもの						
うち国債	1,355,480	4,900	2,000	230,000	140,000	1,848,100
地方債	30,004	17,860	14,603	-	12,300	58,200
社債	42,121	144,371	12,153	755	62,900	207,943
外国債券	131,292	40,390	366,809	1,594,148	4,418,594	1,324,311
投資信託	2,869	107,082	47,342	29,669	82,659	598,965
その他	83,309	114,142	228,785	105,946	119,530	70,613
買入金銭債権	3,487	549	1,992	5,429	16,545	194,697
買現先勘定	18	-	-	-	-	-
預け金 (※2)	20,672,734	-	-	-	-	-
合計	28,962,301	5,060,880	5,151,173	4,710,088	7,192,642	16,470,135

- (※) 1 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先等に対する債権等、償還予定額が見込めないもの63,222百万円は含めておりません。
 2 預け金のうち、要求払預け金については「1年以内」に含めております。

(注3) 借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※1)	55,301,083	346,514	496,527	-	-	-
譲渡性預金	1,593,503	-	-	-	-	-
農林債	1,263	224,280	74,760	74,760	74,760	-
借入金(※2)	1,898,109	171,131	222,822	6,943	642,830	600,004
コールマネー及 び売渡手形	1,262,400	-	-	-	-	-
売現先勘定	5,664,788	-	-	-	-	-
受託金	2,381,780	-	-	-	-	-
合計	68,102,930	741,926	794,109	81,703	717,590	600,004

(※) 1 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めております。

2 借入金のうち、永久劣後借入金については「10年超」に含めております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券				
その他有価証券				
株式	514,819	-	-	514,819
債券	3,221,209	599,183	12,854	3,833,246
国債	3,221,209	-	-	3,221,209
地方債	-	138,302	-	138,302
社債	-	460,881	12,854	473,735
その他	5,777,047	5,024,255	48,113	10,849,416
外国債券	5,333,026	2,092,011	24,973	7,450,011
外国株式	52,370	-	-	52,370
投資信託	391,650	2,932,244	23,140	3,347,034
金銭の信託				
運用目的の金銭の信託	43,519	11,002	-	54,522
その他の金銭の信託	5,396,404	2,227,104	350	7,623,860
特定取引資産				
売買目的有価証券	17	-	-	17

買入金銭債権	-	99,046	323	99,370
資産計	14,953,017	7,960,592	61,642	22,975,252
デリバティブ取引				
通貨関連	-	71,073	-	71,073
金利関連	-	88,807	-	88,807
デリバティブ取引計	-	159,881	-	159,881

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	-	-	17,910,296	17,910,296
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	2,396,123	-	-	2,396,123
社債	-	97,555	-	97,555
その他	-	11,878,205	-	11,878,205
外国債券	-	11,878,205	-	11,878,205
金銭の信託				
満期保有目的の金銭の信託	1	-	-	1
その他の金銭の信託	-	1,042	224,231	225,273
買入金銭債権	-	90,359	31,082	121,441
資産計	2,396,125	12,067,161	18,165,609	32,628,896
預金	-	55,753,962	378,104	56,132,066
農林債	-	439,503	-	439,503
借入金	-	3,539,996	-	3,539,996
負債計	-	59,733,463	378,104	60,111,567

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明は次のとおりであります。

資産

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、債務者の現行格付に基づくデフォルト率や回収率が主なインプットであります。住宅ローンについては、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、デフォルト率や回収率、期限前償還率が主なインプットであります。

また、破綻懸念先等に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値または担保および保証による回収見込額等により時価を算定しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。算出された時価はいずれもレベル3に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類し

ております。主に上場株式や国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれております。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格またはディスカウント・キャッシュ・フロー法などの評価モデルを用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、デフォルト率、回収率、期限前償還率および割引率等が含まれております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、投資信託については、上述のほか、基準価額での解約・売却などの取引可能性を踏まえてレベル分類を行っております。なお、一部投資信託については基準価額に対して流動性ディスカウントを反映する調整を行っており、その場合には、レベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、上記「貸出金」および「有価証券」と同様の方法により評価・分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券の時価は、上記「有価証券」と同様の方法により評価・分類しております。

買入金銭債権

上記「貸出金」および「有価証券」と同様の方法により評価・分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなし、レベル2に分類しております。定期預金等のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫ならびに連結される子会社および子法人等の信用状態は取組後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価とし、レベル2に分類しております。固定金利によるものは、新規に預金を受け入れる際に使用する利率、または市場金利に一定の調整を加えた金利をインプットとするディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合にはレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし、レベル2に分類しております。

農林債

農林債のうち公表された相場価格があるものは当該価格、それ以外の場合は同様の農林債を発行した場合に適用されると想定される利率をインプットとするディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しております。取得時価および算出された時価は当該債券の市場流動性等を勘案し、レベル2に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫ならびに連結される子会

社および子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価とし、レベル2に分類しております。

固定金利によるものは、同様の借入において想定される利率をインプットとするディスカウント・キャッシュ・フロー法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。なお、借入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価とし、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれております。

公表された相場価格が利用できない場合、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。それらの評価モデルで用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクおよび当金庫自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当ありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益または その他の包括利益		購入、売却、発行および決済の純額
		損益に計上	その他の包括利益に計上 (※1)	
有価証券				
その他 有価証券				
債券	1,345	-	△45	2,190
社債	1,345	-	△45	2,190
その他	53,130	-	8,061	△13,078
外国債券	25,899	-	△697	△228
投資信託	27,231	-	8,758	△12,849
金銭の信託				
その他の 金銭の信託	236	-	190	△76
買入金銭債権	400	-	△3	△73
資産計	55,113	-	8,202	△11,038

(単位：百万円)

区分	レベル3の時価への振替 (※2)	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産および金融負債の評価損益
有価証券				
その他有価証券				
債券	9,364	-	12,854	-
社債	9,364	-	12,854	-
その他	-	-	48,113	-
外国債券	-	-	24,973	-
投資信託	-	-	23,140	-
金銭の信託				
その他の金銭の信託	-	-	350	-
買入金銭債権	-	-	323	-
資産計	9,364	-	61,642	-

(※) 1 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれておりません。

2 レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、時価算定に用いたインプットの観察可能性の低下によるものであります。当該振替は当連結会計年度の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当金庫は、時価算定統括部署にて時価の算定に関する方針および手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、独立した検証部署にて、時価の算定結果の適切性を検証し統合リスク管理会議に報告され、時価の算定の方針および手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価モデルおよびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当ありません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、および「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

1 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	-

2 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	9,337,004	9,363,913	26,908
	外国債券	9,283,403	9,310,229	26,825
	その他	53,601	53,683	82
	小計	9,337,004	9,363,913	26,908
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,936,301	2,396,123	△ 540,177
	地方債	-	-	-
	社債	100,000	97,555	△ 2,445
	その他	2,665,776	2,635,733	△ 30,043
	外国債券	2,597,194	2,567,975	△ 29,219
	その他	68,582	67,757	△ 824
	小計	5,702,078	5,129,412	△ 572,666
合計		15,039,083	14,493,325	△ 545,757

3 その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	株式	500,746	173,048	327,698
	債券	9,692	9,553	138
	国債	9,626	9,487	138
	地方債	17	17	0
	社債	49	48	0
	その他	3,081,966	2,738,360	343,605
	外国債券	1,575,286	1,552,848	22,437
	外国株式	52,370	23,094	29,275
	投資信託	1,439,355	1,147,465	291,890
	その他	14,954	14,952	2
	小計	3,592,405	2,920,962	671,442
	連結貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	14,072	15,255
債券		3,823,554	4,237,470	△ 413,915
国債		3,211,583	3,574,205	△ 362,622
地方債		138,284	150,158	△ 11,874
社債		473,686	513,105	△ 39,419
その他		7,881,774	8,358,185	△ 476,411
外国債券		5,874,725	6,243,142	△ 368,416
外国株式		-	-	-
投資信託		1,907,678	2,014,525	△ 106,847
その他		99,370	100,517	△ 1,147
小計		11,719,401	12,610,911	△ 891,510
合計	15,311,806	15,531,874	△ 220,067	

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、274百万円 (損失) になります。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当ありません。
- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	35,462	21,057	97
債券	2,569,411	3,386	107,500
国債	2,569,411	3,386	107,500
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	10,482,071	66,893	961,115
外国債券	10,344,368	31,454	947,748
外国株式	217	152	-
投資信託	52,306	32,021	3,780

その他	85,178	3,264	9,586
合計	13,086,945	91,337	1,068,713

6 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等および組合出資金等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価等に比べて著しく下落しており、時価が取得原価等まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は9,693百万円（うち、債券（社債）2,699百万円、投資信託6,993百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

時価が取得原価等の50%以下の銘柄

時価が取得原価等の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の 損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	54,522	274

2 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの(百万円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの(百万円)
満期保有目的の金銭の信託	1	1	-	-	-

（注） 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	7,880,564	8,382,507	△ 501,942	4,844	506,787

（注） 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（出資一口当たり情報）

出資一口当たりの純資産額 98 円 15 銭（非支配株主持分、後配出資にかかる残余財産相当額を分子より、後配出資にかかる口数を分母よりそれぞれ控除しております。）

出資一口当たりの親会社株主に帰属する当年度純損失金額 424 円 66 銭（後配出資にかかる口数を分母より控除しております。）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年5月13日

農 林 中 央 金 庫

代表理事理事長 北 林 太 郎 殿
執行役員
代表理事 長 野 真 樹 殿
専務執行役員

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 松 村 洋 季
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 尾 礎 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 久 間 啓
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、農林中央金庫の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中央金庫及び連結子法人等の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中央金庫及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金の算定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>農林中央金庫は、国内外の多様な産業向けの貸出業務を行っており、当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸出金の計上額は18,158,634百万円、総資産に占める割合は21%となっている。</p> <p>農林中央金庫が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、債務者の財務状況や経済環境の悪化等の不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。</p> <p>これに備えるため、農林中央金庫は、将来の貸倒による予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上している。当連結会計年度末の連結貸借対照表における貸倒引当金の計上額は、131,319百万円となっている。</p> <p>貸倒引当金は、農林中央金庫が予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定される。算定過程には、債務者区分判定や債務者区分に応じた一定の計算方法が含まれる。</p> <p>注記事項「(会計方針に関する事項)(5)貸倒引当金の計上基準」、注記事項「(重要な会計上の見積り)」に具体的な計上方法が記載されている。</p> <p>①債務者区分の判定</p> <p>債務者区分の判定に当たっては、債務者の業種、財務内容、資金繰り、及び収益力等を基礎とした返済能力を踏まえ、債務者の業績等の将来見通しも勘案したうえで、債務者の将来的な債務償還能力が検討されることから、債務者の業績等の将来見通しが主要な仮定となる。特に、返済状況や財務内容が悪化している債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来におけるこれらの改善見通し等に関する判断内容が、より重要な判定要素となる。</p> <p>②将来に関する予測に基づき把握したリスクを加味した貸倒引当金の計上</p> <p>貸倒引当金の計上に当たっては、将来に関する予測に基づき把握したリスクを加味して予想損失額を算定している。具体的には、貸倒実績との相関の高いマクロ指標(景気動向指数(CI一致指数))と、農林中央金庫で策定している景気変動の見通しから、景気循環における足元の立ち位置と今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性に応じて、過去の貸倒実績を参照のうえ、貸倒引当金を</p>	<p>当監査法人は、農林中央金庫の債務者区分の判定及び将来に関する予測に基づき把握したリスクを加味した貸倒引当金の計上の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者区分の判定及び将来に関する予測に基づき、把握したリスクを加味した貸倒引当金の計上に関連する農林中央金庫の内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 <p>(2) 債務者区分の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、財務内容又は業績悪化の程度、並びに、自己査定異常検知ツール(自己査定に係る監査において、債務者の与信情報及び財務情報に基づき、業種、支店、地域等の観点から視覚化して信用リスクの所在を識別するとともに、債務者毎に機械学習を用いた債務者区分推定モデルに基づく債務者区分と会社が判定した債務者区分の相違を識別することにより、検討対象先の抽出を支援するツール)を用いて分析した結果等を考慮し、検証対象先を抽出した。 債務者の直近の財務内容、資金繰り、業績の実態を把握するため、検証対象先の自己査定関連資料一式を閲覧するとともに、必要に応じて、1次査定部署である貸出部門の担当者や、2次査定部署である審査部門の担当者への質問を実施し、必要な根拠資料を入手した。 個別債務者における将来見通しに関する仮定を評価するため、主要な財務項目の予測値について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価、利用情報の一部について、債務者の属する業種に関する利用可能な外部情報との比較等を実施した。 自己査定関連資料上では認識されていない、又は相違する情報の有無を確認するため、必要に応じて信用調査会社による信用情報等、利用可能な外部情報を監査人自らが入手して比較検討した。 <p>(3) 将来に関する予測に基づき把握したリスクを加味した貸倒引当金の計上</p> <ul style="list-style-type: none"> 景気循環における足元の立ち位置、今後の

計上している。将来に関する予測においては、景気循環における足元の立ち位置、今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性が主要な仮定となる。

これらを踏まえ、返済状況や財務内容が悪化している債務者の将来における改善見通し等、並びに、景気循環における足元の立ち位置及び今後の見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性は、債務者を取り巻く経営環境の変化の影響を強く受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。

以上から、当監査法人は、返済状況や財務内容が悪化している債務者に係る債務者区分の判定及び将来に関する予測に基づき、把握したリスクを加味した貸倒引当金の計上を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

見通しを踏まえたシナリオ毎の実現可能性を評価するため、将来に関する予測を協議した会議体の資料について、外部のエコノミストのレポート等、利用可能な外部情報との比較を行うことにより検証した。この手続の実施には、当監査法人のリスク管理の専門家を関与させた。

- 採用された仮定に基づき算定された貸倒引当金の計上額を検証するため、インプットデータの閲覧や再計算を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した連結財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監事及び監事会の責任

経営者の責任は、農林中央金庫法第80条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事及び監事会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事及び経営管理委員の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、農林中央金庫及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監事及び監事会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事及び監事会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監事及び監事会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、農林中央金庫の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした農林中央金庫の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、農林中央金庫が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中央金庫及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監事及び監事会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事及び監事会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監事及び監事会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事及び監事会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の農林中央金庫及び子法人等の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ505百万円及び255百万円である。

利害関係

農林中央金庫及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

内部統制報告書

2025年5月13日

当金庫は、金融商品取引法第24条の4の4第1項および第2項が定める内部統制報告制度の適用を受けないものの、当該制度の趣旨に鑑み、財務報告の信頼性のより一層の向上を図ることを目的に、自発的な取組として本報告書を作成、開示する。

本報告書における財務報告とは、農林中央金庫法第80条第2項および農林中央金庫法施行規則第111条第2項の規定に基づき作成した業務報告書に含まれる2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表をいう。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表理事理事長北林太郎は、当金庫の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2025年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

全社的な内部統制については、内部統制の基本的要素ごとに適切な評価項目を設定したうえで、関係者への質問や記録の検証等により、整備および運用状況の評価を実施した。

業務プロセスに係る内部統制のうち、全社的な観点で評価することが適切な決算・財務報告プロセスについては、全社的な内部統制に準じて評価した。それ以外の業務プロセスについては、評価対象となる業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な

影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点において内部統制の基本的要素が有効に機能しているかについて、関係者への質問や記録の検証等により、整備および運用状況の評価を実施した。

評価に当たっては、当金庫、連結される子会社および子法人等、持分法適用の関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした。

全社的な内部統制の評価範囲は、財務報告への影響が僅少な事業拠点を除いた、当金庫、連結される子会社および持分法適用の関連法人の8事業拠点とした。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、財務報告に対する金額的および質的影響ならびにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、合理的に決定した。具体的には、各事業拠点の事業規模を測る指標として経常収益（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、当金庫グループの構成比率を鑑み、各事業拠点の経常収益の金額が高い拠点から合算していき、連結経常収益の2/3に達している当金庫の国内部支店を重要な事業拠点とした。なお、重要な事業拠点の選定に際しては、経営環境の変化に伴う各事業拠点の動向等についても勘案している。

選定した重要な事業拠点においては、当金庫の事業目的に大きく関わる勘定科目として、事業の特性ならびに総資産および経常収益に占める割合等を考慮し、貸出金、預金、有価証券および金銭の信託に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。主な業務プロセスは以下のとおりである。

貸倒引当金算定

貸出先の債務償還能力を評価・分類した内部信用格付の決定、貸出先から提供を受けた担保価値の評価、貸倒引当金の測定モデル等における見積りおよび主要な仮定には不確実性を伴う。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日時点において、当金庫の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。

農林中央金庫

代表理事理事長 北林 太郎